

高齢社会と社会保障

—— とくに年金課題に焦点を絞って ——

野 村 健 太 郎

I は じ め に

2003年9月15日、「敬老の日」にちなんで、総務省は、同日現在の高齢者推計人口を発表した。65歳以上の高齢者人口は2,431万人で、前年比で71万人増加した。

総人口に占める割合も19.0%となり、前年比で0.5%上昇し、高齢者の人数、比率ともに過去最高を更新した。とくに、男性の高齢者人口は1,026万人となり、初めて1,000万人を超えた。

65歳以上高齢者の女性は、男性より379万人多い1,405万人で、女性全体の21.5%、男性の場合は、16.5%が高齢者となっている。男女ともに高齢者のそれぞれの全体人口に占める割合は増加の一方となっている。

高齢者人口の比率を諸外国と比べても、日本と同じく高齢化が進行してきたイタリア（18.2%）やドイツ（17.1%）などよりも高くなっている。国立社会保障・人口問題研究所は、「日本は2015年には4人に1人が高齢者となる」と推計しており、総務省も「国際的にみても最も高齢化が進む見込みだ」といっている。

高齢者のうち継続的に仕事に就いている人の割合（有業率）では、全国平均で22.7%であった。

高齢化の進展の一方で、少子化現象も進んできた。夫婦単位当たりの出生率は、2003年時点で平均1.33人となっており、この実態は65歳までの生産年齢人

(2) 高齢社会と社会保障

口を減少させ、65歳以上の高齢者の比率（高齢化率）の上昇を招いている。

「社会福祉」は、一人一人の人間が他の人間と協同生活するなかで、自分にとって望ましい安定した自立的な社会生活の実現を樹立することである。

このような「社会福祉 (social welfare)」を向上させるため、「社会保障 (social security)」を充実させることが望まれる。すなわち、人間として出生してから、育児、教育、雇用、保健、医療、介護（狭義の福祉）、年金などについて社会的困窮者・弱者が出ないよう保障していき、全体として生活の安定・安寧を確保していかなければならない。

とくに、日本では少子高齢化現象の急速な展開により、全体人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合が増加してきたので、医療、介護、年金にかかる社会保障の重要性が一段と高まってきており、これに対してどのように取り組んでいって全体として負担のかからない社会を構築していくかが緊要な課題となっている。

これを効果的に達成していかないと、日本経済全体にとって負担の重い社会となり、若年層にとって耐え難い社会となる。そのことは、日本経済の停滞を招き、国際社会で諸外国と互角に競争・対処していくことができなくなってしまう。

全体として負担のかからない「小さな政府 (cheap government)」を構築していくことこそ最重要課題となっている。小さな政府への移行、高齢社会の進展の時代における健康で満足できるライフスタイルの確立という課題は、「ヘルスケア」においても最重要となっている¹⁾。

II 増え続ける社会保障費

21世紀に入り、日本では急激に少子高齢化が進んだことにより、2000年では高齢化比率（総人口に占める65歳以上人口の比率）は、世界で最も高いスウェーデンにはほぼ並ぶ水準に到達した。

日本での高齢化の特徴は、その高速性と、75歳以上の後期高齢者の規模の増大とが挙げられる。少子高齢化は、政府活動に多大な影響をもたらし、国家財政・地方財政に対して大変革を与える。とくに、年金、医療、介護など社会保障領域に最も大きな影響を与え、給付と負担の不均衡に影響する。具体的には、積立金不足化や、財源問題深刻化をひき起こす。

高齢化率の急速化 日本では65歳以上の高齢者人口および高齢化率は、1995年前後から急速な増加傾向を示してきた。1970年には、高齢人口は733万人（総人口に占める比率は7%）であったが、1990年には1,490万人と倍増した（高齢化率は1994年には14.1%となった）。

さらに、2000年には、2,240万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は、17.4%となった。2007年には約2,700万人で高齢化率21.2%と推計され世界で最も早く20%を超える高齢社会を迎えると想定される。

高齢化の速度については、1970年の高齢化率7%に対して、その2倍の14%になったのは1994年であり、24年かかったが、さらに同じ7%増の21%になるのは2007年であり13年を必要とするにすぎない。急速な高齢化率の伸展である。

さらに高齢化は着実に進み、2013年には高齢者人口は、3,098万人に達し、2025年には3,473万人になる見込みであり、高齢化率は28.7%と推定された。

とくに、日本では75歳以上の「後期高齢者人口」の増大に注目される。1980年当時の後期高齢者人口は366万人で、総人口に占める割合は3.1%であったが、1990年には597万人で5.7%に上昇した。そして、2000年には900万人となり、7.1%に達した。2010年には、1,379万人となり、8.9%、2020年には1,767万人で14.2%に達すると推計されている。

2020年の65歳以上の高齢化率は27.8%であるので、そのうちの75歳以上の後期高齢者人口が過半数を超えるとされる。2025年には後期高齢者人口は2,000万人を超え、2,026万人で26.7%になると推計されている。とくに80歳以上高齢者もさらに増えていく。世界に冠たる最長寿国になり、誇るべきことである

(4) 高齢社会と社会保障

が、年齢別では、要介護率は80歳以上になると急増するので、医療・介護において要介護高齢者の増加にいかに対応していくかが将来の福祉社会の充実・設計の最大の課題となっていく。

社会保障の給付の実態 1999年度の社会保障給付費を、国立社会保障・人口問題研究所の発表によって示すと、社会保障給付費総額は75兆円余で、前年度(1998年度)に比べ、約2兆9,000億円増(伸び率4.0%)であった。国民所得比では、19.60%で、98年度の18.88%を0.71%上回った。国民1人当たりでは592,300円で、98年度の570,300円より22,000円増加した。また1世帯あたりで、1,653,000円で、98年度に比べて49,200円増であった。

国民所得比の社会保障給付費を先進諸国と対比してみると、スウェーデンの46.17%に比べて著しく低いが、アメリカ(95年度実績)の18.41%と同程度の水準であった。

社会保障給付費を部門別にみると、「年金部門」は39兆9,000億円で53.2%の構成比であり、前年度1998年度の38兆4,000億円(構成比53.2%)に比べると、金額で約1兆5,000億円、伸び率3.98%増となっている。

「医療部門」では26兆4,000億円で、構成比では35.2%となった(前年度は25兆4,000億円であり、987億円の増加で、3.9%の増加であった)。医療部門については、1997年度に健康保険法の一部改正が通年化したこと、1998年の診療報酬の改定により薬価基準の引き下げがあり、1999年度の伸び率は低く滞った。

「福祉その他」(生活保護の医療扶助を除く、各種扶助、児童手当などの諸手当、社会福祉サービス費、傷病手当金、労災保険の休業補償給付、失業給付など)は、8兆7,000億円で構成比は11.6%となった。前年度1998年度の7兆4,000億円(構成比11.5%)に比べて約4,000億円の増加で、伸び率は5.3%で3つの部門中で最も高くなり、構成比でも0.1%高くなった。不景気が継続し、生活保護世帯の増加傾向、高失業率による雇用保険給付の増大、介護サービスを含む社会福祉サービスの増加が影響したものである。

社会保障給付の急増 以上は、1999年度の社会保障給付費の実態であるが、厚生労働省は、2000年度の社会保障給付費の実態についても発表したの、これをみておくと、2000年度では1999年度に比べて4.1%増で78兆1,272億円と過去最高になった（2002年2月13日発表）。高齢化の進展に伴い、公的年金の受給者や、医療・介護費が増えていることが主因と指摘された。

国民所得に対する給付費の割合は、20.53%と初めて2割を超え、9年連続で過去最高となった。

国民1人当たりの社会保障給付費も前年度1999年度より23,200円増え、615,500円と過去最高となった。「目的別」に給付費をみると、老齢年金など「高齢」の項目が47.1%と最も高く、「保健医療」（32.8%）を加えると全体の8割を占めた。遺族年金などの「遺族」は7.5%、失業給付など「失業」は、3.4%だった。

社会保障の収入総額は、90兆1,562億円の前年度比7.2%減、社会保険料と税からの収入は増えたが、厚生年金基金の運用悪化で「資産収入」が前年度比55.0%減と大幅に落ち込んだことが影響した。

Ⅲ 社会保障給付費における高齢者関係給付費

1999年度の社会保障給付費のうち、高齢者関係給付費は50兆4,000億円となり、社会保障給付費75兆円の67.1%を占めた。前年度1998年度は47兆8,000億円、その割合は66.3%であり、伸び率5.3%であった。1980年度は10兆8,000億円であり、その後一貫して上昇し、1999年度で50兆円を超えるに至っており、約20年間で約5倍の増加をみた。高齢者人口の増加と、年金制度の成熟化や高齢者福祉費の増加とが、社会保障制度の展開に深く関連していることが分かる。1990年以降、長期的な日本経済の停滞期にあつて、国民所得の増加が緩慢な状況化で社会保障関連の費用の増大は突出していた。

高齢者給付費の中身はどうか。「年金保険給付費」が37兆8,000億円（前年度

(6) 高齢社会と社会保障

98年度は約36兆2,000億円)、高齢者給付費の75.8%を占めた。前年度対比で6.1%増であった。「老人保健給付費(医療分)」は、10兆9,000億円(前年度98年度は10兆1,000億円)で構成比21.3%であった。対前年度比で、約8,000億円増で伸び率4.9%となった。「老人福祉サービス給付費」は1兆5,000億円で、構成比2.8%で、対前年度比では約2,900億円増で、伸び率8.3%であった。「高年齢雇用継続給付費」は954億円で、前年度1998年度の773億円に比べて、金額で約180億円、伸び率で36.4%であった。

高齢者関係給付費を構成する以上4つの部門別の伸び率は、いずれも社会保障給付費の伸び率を上回り、社会保障給付費における高齢者関係給付の比重の増加に拍車をかけている。とくに、年金保険給付費が対前年度比で約2兆円増をもたらし、年金給付費増加が高齢者関係給付費の増加に寄与した。高齢者65歳以上人口で3.8%増(75万人増)による新規の年金受給者が増え、年金制度の成熟度が高まったことが影響している。

「老人保健給付費(医療分)」の伸び率は、4つの部門のなかで最低だが、金額でみると、5,000億円増で、「年金保険給付費」に次いで大きな額となっている。社会保障給付費全体の動向のなかで、医療部門は、対前年度比で伸び率0.4%、金額987億円増と比べると、老人医療費の伸び率が、医療費の伸び率を大きく超えることになった。「老人保健費(医療分)」の増加は、高齢者70歳以上人口増(対前年度比で60万人増で、伸び率4.6%)により、老人医療対象人員の増加が大きく影響した。

「老人福祉サービス給付費」は、伸び率の面で、年金や医療よりも大きく上回ったが、しかし、その重要度割合が低く、金額でも少ないため、前年度98年度の額より約1,000億円増となり、伸び率は大きくなった。なかでも、老人医療給付費の伸びに影響したのは、第2次ゴールドプランによる施設整備および在宅サービス整備に伴うサービス給付費の増加分であった。「福祉その他」では、前年度1998年度に対比して伸び率8.7%で金額では6,000億円の増加となったが、そ

の増加分の6分の1は、老人福祉サービス給付費の増加分となっていた。

1996年以降、「高年齢雇用継続給付費」の項目が新しく計上され、その伸び率は非常に高かったが、①中高年齢者の増加、②企業倒産の多発、③人員整理等による中高年齢者の失業率の増加、などへの対応措置が寄与したのである。

Ⅳ 社会保障給付費の財源・負担

社会保障給付費を支える財源は、「保険料」、「公費負担(税)」、「その他」に大別されるが、最初の2項目が重視される。「保険料」は、被保険者が支払う分と、事業主の負担する分に分けられる。1999年度の社会保障給付費に関する推計では、社会保障財源は96兆9,265億円、1998年度の89兆2,188億円に比べて、7兆7,077億円の増加で、伸び率8.64%であった。社会保障給付費が前年度対比で2兆9,000億円増であったから、財源の増加は年金積立分などが加わり一層大きくなった。

「保険料」は、54兆5,285億円で社会保障財源の56.3%と最も多く、その内訳は、被保険者負担26.9%、事業主負担29.3%となった。1998年度では、「保険料」は、54兆9,737億円で、61.6%であったし、金額でも4,452億円減少し、構成比では5%減少した。

他方、「公費負担(税)」は、約22兆円から、24兆7,000億円となり、約2兆7,000億円増加し、構成比も24.6%から25.4%に増えた。「公費負担」のなかでも、「国庫負担」は19兆5,049億円(20.1%)で、前年度1998年度に比べて2兆3,367億円増で、構成比も約1%高くなった。「地方負担」は、5兆1,662億円(5.3%)で1998年度に比べて3,361億円増と6.7%の伸びであった。

「保険料」の負担が減ったが、それを「公費負担」で賄った実態が明らかになった。なお、「その他」の収入は、17兆7,370億円で前年度1998年度に比べて5兆4,801億円増加で、伸び率44.7%であった。そのうち「資産収入」が14兆2,707億円で、前年度より5兆3,053億円増加した。

(8) 高齢社会と社会保障

日本では、社会保障給付費のうち、医療、年金の給付費が年々増加してきたが、その増加分に対応して、医療保険、年金保険などの保険料負担を増加させてきた。しかし、1999年度になり、社会保障給付費推計が始まってからそれ以降、はじめて保険料収入が前年度対比で減少し、その割合も低下した。その要因は、①景気対策を重視し、年金保険料・医療保険料引き下げの2カ年凍結、②企業倒産・失業者の増加による健康保険などの脱退者の増加、③健康保険料・年金保険料の滞納者の増加、などが挙げられる。

V 少子高齢化の急伸と社会保障の関連

少子高齢化の流れが一層激しくなってきた実情を受けて、年金、医療、介護などの社会保障について、2003年度の政府予算編成に対して大きな影響をもたらした。

2003年度の政府の社会保障費は、18兆9,907億円と一般歳出の39.9%を占めた。年金、医療は、日本では個人や雇用側の企業などが納める保険料で費用を賄う「社会保険」が中心となっているので、社会保障給付費に占める国費（税）の割合は約2割にすぎないが、国費と保険料を含めた総給付費は巨額になる。

巨額の社会保障費をどのように分担し、給付をどのように効率化するかの本格的課題は、2003年度政府予算では先送りされ、従来の制度内での帳尻り合わせに必要な給付削減と負担増だけで対応した。その典型は公的年金であった。2003年度は、公的年金給付額を物価に連動させて増減する「物価スライド」を復活させて、2002年の物価下落分1%を削減し、過去3年間凍結した物価下落分1.7%の引き下げは見送ることとし、そのツケを若年世代の負担増へ回した。

厚生労働省は、2004年の年金改革で保険料を20年かけて年収の2割まで上げて固定する新方式を提唱した。財源として、2004年度に基礎年金（国民年金）の国庫負担割合を2分の1に上げるとした。

「医療」については、2003年4月から負担増をもたらした。被用者・サラリー

マン本人が病院窓口で支払う自己負担を2割から3割とした。政府管掌健康保険に加入する中小企業サラリーマンの保険料負担も上げた。両方とも、2002年7月に成立した改正健康保険法で決まったものである。

「介護保険」についても、高齢化によって急増する介護費を賄うため、2003年4月から65歳以上の介護保険料を平均11%上げた。

年金、医療、介護における給付と負担とに関する相互の全体的調整にかかる改革案は不透明で、全体像が見えにくいままにとどまった。

厚生労働省での検討 上記の不整合状態からの脱却をめざして、2003年2月19日に、厚生労働省は、サラリーマンが負担する厚生年金、健康保険、介護保険の合計保険料が従来の年収の約2割(22%)から、従来制度を将来も維持した場合には2025年度には約35%に到達するとの推計をまとめ、この水準が負担可能かどうかにつき今後の社会保障改革論議の焦点の一つとした。

そして厚生労働省は、各制度のそれぞれの改革案を検討し、制度全体での給付と負担のあり方を考えないと国民の理解も得にくいと判断し、2003年2月19日に開催した厚生労働相の諮問機関である社会保障審議会で制度横断にかかる一括的議論を開始した。

従来の保険料はサラリーマンの年収に対して厚生年金保険が13.58% (月収対比では17.35%)、政府管掌健康保険が7.5% (同8.5%)、40歳以上が対象となっている介護保険で約1%で、合計約22.08%となっていて、これを労使で折半負担してきた。

厚労省推計では、一人の女性が生涯に出産する子供の数は、将来1.39人で安定するとした人口推計を活用して、全国民共通の基礎年金(国民年金)に占める国庫負担の割合を、2004年に従来の3分の1から2分の1に引き上げるほか、長期的な実質賃金上昇率を1.0%、実質運用利回りを1.25%などと仮定した。医療や介護費用は2003年度現在の費用の伸びを勘案して伸ばした。

以上の前提によって従来の制度を維持すれば、2025年度の厚生年金保険料は、

(10) 高齢社会と社会保障

年収の23.1%，政府管掌健康保険10.3%，介護保険約2%で，合計約35.4%となると想定している。

さらに，厚生労働省は，年金制度については，2004年度改革に向けて議論し，検討してきた。従来は少子化の進展に合わせて5年ごとに保険料を引上げ，給付を削る改革を実施してきた。しかし，このような制度では不信が募るばかりなので，次期改革では厚生年金保険料の上限を年収の20%と決め，この範囲で年金を給付する手法を検討してきた。

この場合の3制度合計の保険料率は約32.3%となる。厚生年金，健康保険，介護保険にかかる一括的制度横断の議論が深化し，合計で約30%に抑えるべきとすれば，厚生年金保険料の上限を約18%程度にすることも考えられた。上限を約30%に抑えれば，その分，年金給付は減ることになるが，諸般の影響も考え，2003年秋に最終的改革案をまとめとされた。

厚労省では，健康保険や介護保険も抜本的改革論議を試みた。介護保険は従来40歳以上の国民から徴収してきた保険料を20歳以上から徴収する案も表明された。しかし，この案を採用するには，20歳から39歳までの壮年労働層の十分な理解を得ることが必要となる。行政側の十分な説明，情報開示によって国民の理解を深めていかなければならない。

年金，健康保険，介護などに係る社会保険料のほかに，税負担のあり方も考慮して，国民や企業の負担を設計していく必要がある。

社会保障費と税負担との合計を国民所得で割った比率，「国民負担率」についてみると，1999年度では，日本は38.3%であり，スウェーデンの75.4%，フランスの66.1%，イギリスの50.0%より低い状態である。

しかし，日本の高齢化率のスピードは，これら欧州諸国よりはるかに早く，今後は，国民負担率の急速な上昇が見込まれている。

厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会だけでは，税制の議論はできないので，政府の経済財政諮問会議や税制調査会などと相互に連携して各制度の

改革議論を進めることが期待される。その場合、年金、医療、介護保険の制度のほか、雇用保険の制度との調整も視野に入れなければならない。

政府・経済財政諮問会議での社会保障制度改革の検討 上記のごとき2003年2月19日の厚生労働省の推計結果を受けて、その翌日2月20日、政府の経済財政諮問会議（議長・小泉純一郎首相）は、社会保障制度改革の検討に着手した。そこでは、少子高齢化に備えて年金、医療、介護の各制度を抜本的に見直す方針を確認した。そして2003年6月に成果をまとめて「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太方針）」に反映させるとした。

同諮問会議議長・小泉首相は、「社会保障制度改革する重要な機会だ」と強調し、抜本改革の検討を指示した。同諮問会議で提示された「叩き台」は、「社会保障制度の抜本的改革は、今が最後のチャンス」と指摘し、2004年の「公的年金制度改革」に向けて、①保険料と税金の組み合わせ、②支給開始年齢の引き上げ、③既に年金を受けとっている人の給付額の見直し、などについても検討すべきだと表明した。

さて、少子高齢化の急伸と社会保障のあり方として、制度の安定性・持続性を最重要課題とすべきである。「安定性・持続性」を優先しないかぎり後世代若年層は不安を抱き、その限りで、保険金支払いに不信を生ぜしめ負担の危機を招くことになる。負担の危機を招けば、制度の破綻・崩壊を誘発する。

後世代に大きな負担を先送りする仕組みは、いつまでも機能するはずはなく、いずれ後世代の不信・不払いを生じるだけである。豊かな高齢者が貧しい高齢者を扶養する仕組みを重視・構築して、負担を後世代に可及的に残存させないことこそ肝要である。

少子化が進行している日本において負担を先送りして、後世代にツケを回せば、これら後世代層の勤労意欲を喪失させ、活力を低下させ、日本経済の弱体化を招くのみである。高齢者世代相互間で保険料負担の均衡化を促進することを最優先の選択肢とすべきである。

(12) 高齢社会と社会保障

年金負担との関連で税制のあり方にも注目すべきである。2003年6月、政府税制調査会は、「少子高齢社会における税制のあり方」と称する答申を公表した。それによると、年金課税の見直し、さらに、従来の老年者の位置づけに対する認識を再検討し、国民年金、厚生年金や遺族年金等、支給年金のみの受給者と高齢者であっても所得収入のある者を区別するという基本に立って、年金ゆえに税負担能力がないとする従来の考え方を改めたのである²⁾。税制のあり方についてのこの答申も、高齢者世代相互間での負担の均衡をはかり年金負担を後世代に過重にさせないという思考に基づくものとみられ評価できる。

他方、忘れてならないことは、年金負担が適正に実行されるためには、年金財政の実務について徴収・運用の側面で健全に行われることが大切である。しかし、例えば、国民年金の未納率が2000年度で過去最悪の27%に達し、2002年度では、さらに未納率が37%に急増した。20代前半年齢層では、50%を超えた。背景にあるのは少子高齢化の進展が予想されて、年金制度への不信感が高まっていることが強調されている。

制度に対する不信感を払拭するためには、年金制度の中身・実態を十分開示し、若年層が高齢者層に到達したとき、納付した年金支払実績が受給面で担保され得るような信頼感を確立していくことが必要である。

そして、年金財政が何より健全に実行されるためには、納付されて受け入れた積立金の管理・運用も適切に行われなければならない³⁾。年金積立金の管理が適切に行われなければ、将来の給付への財源として不安を残すことになるからである。

VI 2003年秋衆議院議員選挙前後の年金制度改革論議

周知のとおり、2003年11月2日に行われた衆議院選挙において、とくに大きな争点になったのは、年金制度改革論議であった。2003年の衆議院選挙は年金問題に関心が集まった選挙はなかった。それは、2004年度に、年金制度の

再改正（5年に1度の改革が行われる年度の改正）が行われる予定となっていたこと、昨今少子高齢化が進展してきたこと、年金財政の側面において健全性が不安視され現行制度の運用を継続していくことを困難にしてきたことなどの要因を抱えていたからである。

少子高齢化が進展すると、年金を負担していく被保険者の数を減少させ、一方で年金受給者を増やす。その結果、従来の制度がもたなくなる。2003年時点の年金制度の実態として、すでに年金を支払うべく給付が確定している債務は720兆円以上に達し、債務を賄う財源は積立金150兆円、国庫負担100兆円といわれた。差額470兆円は、過去において集めた保険料が少なかったのに、何倍もの給付を約束してきた厚生行政の失敗によるものであった。選挙のたびに、年金給付の引き下げはしないという形で選挙民に媚びてきたツケをひきずってきたからである。年金制度改正が行われたときに、国民に対して勇気をもって負担増を要求しなかった政治家と、社会保険制度と自らの権益を守りたい厚生官僚たちによる妥協、先送りの繰返しだった。

しかし、上記のごとき年金財政の悪化状況に直面して、2004年度の年金制度改正においては抜本の見直しに着手せざるを得なくなってきた。抜本改正をしないで、先送りを敢行すると、そのツケは将来巨大になる。また、差し迫った問題として、団塊の世代が定年を迎える前に年金改革を行っておかないと、年金制度の運用が危機に遭遇し、破綻しかねないからである。

2002年度の国民年金未納率は37%に悪化し、20歳代に限ると半数以上が年金保険料を支払わなかった。この実情を勘案して、民主党の選挙マニフェストでは、基礎年金である国民年金の財源として消費税を充当するというドラスティックな案が提起された。

保守新党（総選挙終了後に自由民主党に吸収併合された）も、消費税の社会保障目的税化を政権公約の前面に打ち出した。

そこで、これらの論議をにらみながら、厚生労働省は、小泉首相の「高齢者

(14) 高齢社会と社会保障

でも高所得層への給付見直しを検討するように」との指示もあり、「70歳以上の会社員・役員も保険料を負担し、年金と報酬の合計額が一定基準を超えれば、年金を減らす方針」を決めた。保険料を支払わずに年金を全額受け取れる70歳以上にも収入に応じた負担を求め、若年世代の将来の保険料負担を抑えようとした。

従来制度では、60歳代で勤務している人は、「在職老齢年金制度」の適用を受け、全員が現役世代と同様に年収の13.58%（これを労使折半）の保険料を負担する。さらに厚生年金と給与との合計が基準を超えると年金が減額される。ただ、70歳になると保険料はかからなくなり、収入の多寡を問わず年金を満額受け取れることになっていた。

ところが、厚生労働省は、在職老齢年金制度の年齢制限をなくして、70歳以上の会社員・役員にも保険料負担を求めていく。全国民共通の基礎年金（40年加入して約66,000円）は満額受け取れるが、厚生年金は給与との合計額が基準額を超えると、超過額の半分が減額になる。

基準額は、60歳代後半と同じにする方向とされる。従来、基準額は月37万円であったが、2004年度からボーナス込み月収と年金の合計で48万円となる。例えば、厚生年金が月10万円で、月収40万円の方は合計50万円で基準額を2万円上回るの、その半分の1万円が減額され、厚生年金の受け取り額は月9万円となる。

厚生労働省・2004年公的年金改革原案 2003年11月17日に、厚生労働省は2004年の公的年金改革に向けた正式の原案を公表した。少子高齢化に伴って保険料負担の増加を求めていかざるを得ないがその上昇幅を明確にしたことと、年金給付水準の削減を打ち出したことである。

つまり、厚生年金について会社員の年収の13.58%（これを労使折半）である保険料を20年かけて20%になるまで毎年引き上げる（毎年0.3%上げていく）一方で、モデル年金（夫婦2人、夫40年加入、妻専業主婦の場合の年金）の給

付水準を現役世代の平均手取り賃金の50%台（従来は59%）で維持すると表明した。そして、基礎年金（国民年金）の国庫負担割合も従来の3分の1から2分の

現在のサラリーマンのモデル年金
（夫婦2人，夫40年加入，妻専業主婦の場合）

夫分	厚生年金（報酬比例部分）	合計 23万 5,992円
	10万3,158円	
妻分	基礎年金 6万6,417円	
	基礎年金 6万6,417円	

（注）現役男子の手取り月収40.1万円のケース

1（つまり50%）への引き上げを求めることとした。

保険料を毎年0.3%ずつ引き上げていくことについては、企業で働く労働者、および企業にとって圧迫となるもので、企業の国際競争力の減衰につながっていく。経営側にとって厳しい対応が求められている。一方で、基礎年金の国庫負担割合も引き上げていくことが予定されており、消費税引き上げを求めているがざるを得なくなる。これを回避したいのであれば、国家財政の他の運用側面で厳格な見直し、無駄の徹底排除が必要となる。小泉首相は消費税上げは在任中は回避したいという意向をしばしば表明してきた点からいえば、財政運営の徹底見直しをはかっていかなければならない。

徹底見直し、歳出の削減が困難ということであれば、消費税率引き上げの論議が高まっていくことになる。年金制度が財政運営の失敗によって将来もたなくなるという最悪の事態を回避したいという場合、上記の企業側、従業員、政府等の利害関係者の間で十分な論議を深め、理解を求め、合意していかなければならない。年金制度は、少子高齢化の環境下での社会保障において、最重要課題となる。

70歳以上の元気な収入ある会社員・役員にも厚生年金の保険料の負担をしてもらって年金給付減をはかり、年金財政を円滑化していくことは止むを得ないことである。年金給付が手厚いために、働いて収入を得ようという意欲を殺いでしまう「貧困の罠」に陥らないようにして社会の活力を維持するという思考からは望ましい方向である。

保険料を毎年0.3%ずつ引き上げていく（労使折半）ことについては、若手の従業員・労働者にも負担がかかっていく。この点は遺憾なことである。若手層世代に負担をかけず、負担の世代間格差を是正していくことに最大限配慮していかなければならない。選挙のたびに、政治家は、給付の側面を強調して、国民に負担をかける耳の痛い話・政策を従来回避してきてツケの先送りをしてきたが、年金財政運営の悪化が現実的になって、もはや耳の痛い話・政策を回避できる状況ではなくなってきた。合理的・徹底的にしかも分かりやすく国民に年金議題を提起して、国民の理解を求めていかなければならない。

また、従業員を雇用している企業側にも保険料率の上昇が見込まれ負担がかかっていくので、より一層の経営努力が求められていく。そうでないと、企業の国際競争力を弱めていくからである。

いずれにしても、2003年11月17日に厚生労働省の2004年公的年金改革に向けた原案が表明されたのであって2004年改革の正式制度にまでは若干の変更がなされるかもしれない¹⁾。とにかく、政府原案が明示されたという点で評価できるが、年金制度について多くの論議を呼んでいくことになろう。少子高齢化という現実が存在しており、そのもとでの社会保障制度のあり方は国民一般が無関心・無頓着でいられず重要なテーマである。政治家や経済学者だけの限定された論議ではなく、広く社会一般の関心が向けられなければならない。

(注)

- 1) 木下照嶽，野村健太郎，中嶋照雄編著『現代ヘルスケア編』税務経理協会，2001年，を参照されたい。
- 2) 2003年6月のこの答申をめぐっては、金子，水野，宮島の3氏による鼎談が行われていて非常に参考になる。金子宏，水野勝，宮島洋3氏鼎談「税制調査会の中期答申をめぐって」『税経通信』58巻第10号，43～63頁。
- 3) 政府は毎年、現役世代から集めた公的年金の保険料から高齢者への年金給付などの支出を差引き，残りを積立金に蓄積している。厚生年金と国民年金の積立金は

2002年度末で総額約146兆円ある。内訳は国民年金が約10兆円、厚生年金が約136兆円。国民年金の積立金は約3年分、厚生年金で5年分の給付ができる。

この積立金の約4分の3は財政投融资に振り向けられ、日本道路公団など特殊法人への融資財源になっている。残り約4分の1は財投債のほかに債券、株式などの市場で運用している。基本方針は厚労省が決め、同省所管の特殊法人、年金資金運用基金が民間の運用機関に資金を配分している。

ところで、年金積立金の約4分の3が財政投融资として積立てられている上記の日本道路公団など特殊法人への融資の実態はどうなっているかという点、融資先の27特殊法人についての財務状況の分析によれば「24法人が新たな融資を受けないと借入金の元利返済ができない状態」で60兆円が焦げついているという（日本医師会総合政策研究機構による1999年末時点での財務分析結果）。財務省は、「損失が出れば税金で穴埋めするので、年金積立金は大丈夫だ」とされるが（『日本経済新聞』2003年10月19日号）、しかし、税金での穴埋めは、国民へのツケ回しであり、厳しい財政状況で税金を投入できず、年金積立金にシワ寄せが来る可能性がある。

このような年金積立金の運用実績が明らかになると、若年層が年金支払いに不信を抱かせる根源になる。政府は年金積立金の改善に注力していかなければならない。

- 4) 2003年11月17日に厚生労働省「2004年公的年金改革原案」が表明された翌日、早速関係する利害関係団体から日刊紙において各種の反応が示された。その主要な見解を示しておく。

政府・経済財政諮問会議（本間正明阪大教授ほか）……厚生年金保険料率を13.58%から2022年度までに20%へ引上げていくのは個人も企業も負担が重くなり、日本経済の活力を殺ぐ懸念があり、せいぜい16%程度までが望ましい。

日本経団連（奥田碩会長）……譲歩しても15%までの引上げである。国際競争で日本企業が不利になり、産業空洞化を一層促進することになる。

政府・経済産業省……厚生年金保険料率を20%まで上げると、企業負担が約10兆円増える試算となり打撃が大きい。

財務省……厚生労働省改革原案では、現役世代の賃金の50%分を超す給付を目指しているが、これでは若い世代の負担が一段と重くなる。給付水準の引き下げを求めたいとする。

日本チェーンストア協会……厚生年金保険料負担を求める対象をパート労働者に広げるという改革案は、過剰負担を強いる施策に耐えきれない。パート比率が高く主要33社だけでも100億円以上の負担となり経営を圧迫するという。